

遠野市スマート農業技術導入支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

遠野市長 多 田 一 彦

遠野市スマート農業技術導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内におけるスマート農業技術（ロボット、AI、IoTその他の先端技術を活用して超省力及び高品質生産を実現する農業の技術のことをいう。以下同じ。）の普及及び支援サービスの提供を促進し、もって農業者の生産額及び所得の向上を図るため、その経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象となる者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（第4条において「補助対象者」という。）は、市内に主たる事業所を有する法人とする。

(補助の対象となる経費等)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(提出書類及び提出期日)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者が提出しなければならない規則で定める書類及びその提出期限は、別表第2のとおりとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更とは、次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 収支予算書に掲げる経費の30パーセントを超える増減を伴う変更

(2) 補助金交付決定額の増減を伴う変更

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条に規定する通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(前金払)

第7条 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、遠野市スマート農業技術導入支援事業費補助金前金払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を前金払するものとする。

(補助金の決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次のいずれかに該当する場合には、規則

第15条第2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、規則第16条第1項の規定により返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの告示の規定に違反したとき。

(財産の管理、処分等)

第9条 補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち、規則第19条第2号及び第3号の規定により市長が指定する処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 規則第19条の財産処分の制限の期間は、当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数又は市長が別に定める期間（同令に定めのないものに限る。）をいう。以下同じ。）とする。

3 補助事業者は、第1項に規定する財産の耐用年数を経過しない場合において当該財産を処分する場合は、規則第19条の市長の承認を受けるとともに、当該財産の残存簿価のうち補助金相当額を市に返還しなければならない。

(補助金の経理書類の保管)

第10条 補助金に関する帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間（前条第1項に規定する財産がある場合にあっては、当該財産の耐用年数に相当する期間）とする。

2 補助事業者は、前項に規定する書類について、市長の求めがあったときは、速やかに市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助対象経費の区分	補助金の額
スマート農業技術導入支援事業	スマート農業技術を活用した農業支援サービス提供に係る機械導入、人材育成、利用調整、その他スマート農業の普及に係る必要な経費	研修費	補助対象経費の2分の1以内の額（上限500万円）。ただし、市営施設に係る事業の活用にあつては、補助対象経費の10分の10以内の額（上限1,000万円）
		委託料	
		使用料	
		工事費	
		備品購入費	
その他市長が必要と認める経費			

別表第2（第4条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	遠野市スマート農業技術導入支援事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	遠野市スマート農業技術導入支援事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類	第4号 第2号 第3号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	遠野市スマート農業技術導入支援事業費補助金請求（精算）書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他市長が必要と認める書類	第5号 第2号 第3号	別に定める日

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

遠野市スマート農業技術導入支援事業費補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 金 円



様式第3号（第4条関係）

収支予算（精算）書

1 収入

単位：円

区分	予算額	精算額	比較		備考
			増	減	
市補助金					
その他					
計					

2 支出

単位：円

区分	予算額	精算額	比較		備考
			増	減	
研修費					
委託料					
使用料					
工事費					
備品購入費					
計					

備考 「区分」欄は、適宜に修正して記入すること。

予算額に変更がある場合には、変更前を括弧で上段、変更後を下段に記入すること。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

遠野市スマート農業技術導入支援事業変更（中止、廃止）承認申請書  
年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた遠野市スマート農業技術導入支援事業について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止、廃止）する理由

2 変更する内容

備考 変更前と変更後を容易に比較できるように二段書きし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

遠野市スマート農業技術導入支援事業費補助金請求書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた遠野市スマート農業技術導入支援事業が完了したので、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり請求します。

1 交 付 請 求 額 金 円

補助金交付決定額 金 円

2 補助金振込先

金融機関名		支 店 名	
種 別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

遠野市スマート農業技術導入支援事業費補助金前金払請求書  
年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた遠野市スマート農業技術導入支援事業費補助金について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 前金払請求額 金 円

2 前金払を請求する理由

3 前金払内訳

①補助金交付決定額 円  
②前金払受領済額 円  
③今回請求額  
④差引残額(①-②-③) 円

4 振込先

金融機関名		支店名	
種 別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			